

平成22年10月6日

東京第一検察審査会事務局 御中



検察審査会事務局の保有する行政文書開示申出書

下記のとおり、検察審査会事務局の保有する行政文書の開示を申し出ます。

記

1 検察審査会事務局の保有する行政文書の名称等

- ・ 検察審査員の選任にかかる事務の取り扱い（選任方法、手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む）について記載されたもの
- ・ 検察審査員の全体的な選定基準などは最高裁が保有しているかどうか、またそうでないとしたら、選定基準を保有しているのがどの機関であるかについて記載されたもの
- ・ 審査補助員の選任にかかる事務の取り扱い（選任方法、手順を含む）について記載されたもの
- ・ 東京第1検察審査会～東京第6検察審査会それぞれの過去2年間に選任された検察審査委員の性別と年齢、及び任期のわかるもの
- ・ 検察審査委員候補者に対し送付させる質問票の書式
- ・ 被疑者 前田恒彦（元大阪地方検察庁特捜部検事）に対する特別公務員職権濫用被疑事件（最高検平成22年検第24号）に関して不起訴処分相当と議決した平成23年東京第一検察審査会審査事件1号（以下、「本事件」という。）に係る法第12条の4に規定する質問票の内容がわかる文書及び当該質問票を用いたことがわかるその他一切の文書
- ・ 本事件に係る法第16条第1項に規定する説明の内容及び当該説明を行ったとする一切の記録

- ・本事件に係る検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書及び宣誓書の有無がわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る法第22条に規定する検察審査会議の召集状の写し等及び当該召集状を発したことがわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る法第25条に規定する検察審査員全員の出席があったことを証明する文書
- ・本事件に係る法第28条第2項に規定する会議録及びと検察審査委員及び審査補助員による議論の内容のわかるもの
- ・本事件に係る法第39条の2第3項に規定される審査補助員が行った、本事件に関する法令及びその解釈に関する説明、事実上及び法律上の問題点の整理、当該問題点に関する証拠の整理、および本事件の審査に関して法的見地から行った助言の内容がわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る検察審査会議の開催日程、配布あるいは参照用として提供された資料がわかるもの
- ・本事件に係る検察審査会法施行令（昭和23年11月29日政令第354号）第15条に規定する選定録及び選定録の有無がわかるその他一切の文書

2 求める開示の実施の方法

ア 閲 覧

イ 謄 写

ウ その他（ ）

以 上